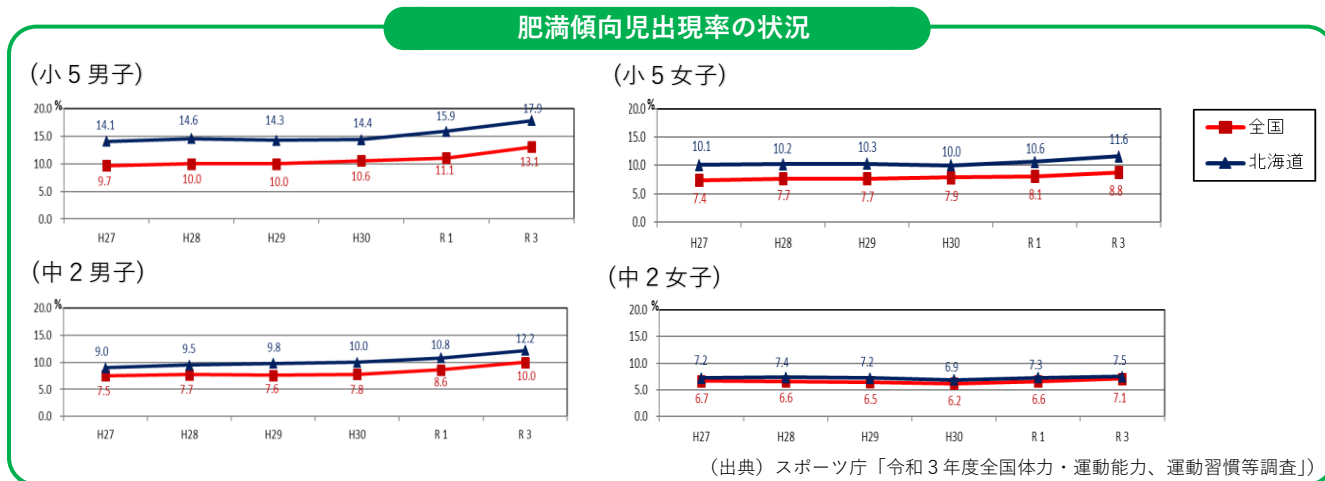


たりのテレビやスマートフォン、ゲーム機器等による映像の視聴時間)が長く生活習慣の乱れにつながっていることなどが課題と考えられます。このため、体育・保健体育授業やそれ以外の時間で運動に親しむことができる環境を整備するなど、継続的な取組を通じて、生涯にわたって心身の健康を保持し豊かな生活を送るための体力や運動習慣の定着を図ることが重要です。

また、ICTの効果的な活用など、体育・保健体育授業を通して、体を動かす楽しさや心地よさを味わい、運動やスポーツの多様な楽しみ方を共有することが求められていることから、体育・保健体育授業の改善・充実により、子どもたちの体力・運動能力を育成することが必要です。

子どもたちの健康については、社会環境の変化により、生活習慣及び食習慣の乱れ等に起因する肥満や生活習慣病、食物アレルギー等の健康課題がみられており、本道においては、全国と比較して、児童生徒の「朝食を毎日食べている」割合が低い傾向に、肥満傾向の割合やアレルギー疾患及びむし歯の有病率が高い傾向にあります。また、一定程度の子どもたちに中等度以上のうつ症状があり、心のケアなども重要な課題となっています。

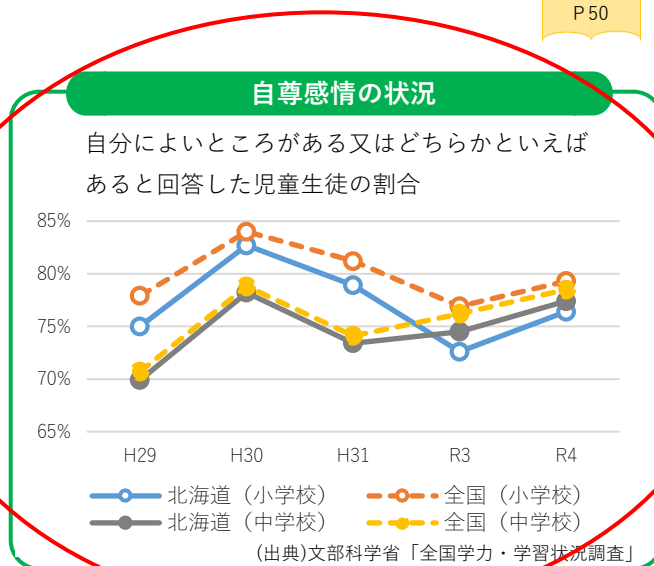
新興感染症や自然災害等の予測困難な事態、食品ロス、伝統的食文化の喪失などの社会的な課題にも適切に対応し、生涯を通じて心身共に健康な生活を送るためには、学校・家庭・地域が連携・協働して、必要な情報を自ら収集し、適切な意思決定や行動選択を行うことができる力を子どもたち一人一人に育むことが必要です。



(7) 道徳教育

学校における人権教育を含めた道徳教育には、子どもたちに自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として、他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことが求められており、道徳科を要として学校の教育活動全体を通して取り組むことが重要です。このような中、本道においては、全国学力・学習状況調査において、「自分には、よいところがあると思う」と回答した児童生徒の割合が全国を下回っており、小・中学生ともに自尊感情が低い傾向が見られることから、教員の指導力の向上を通し

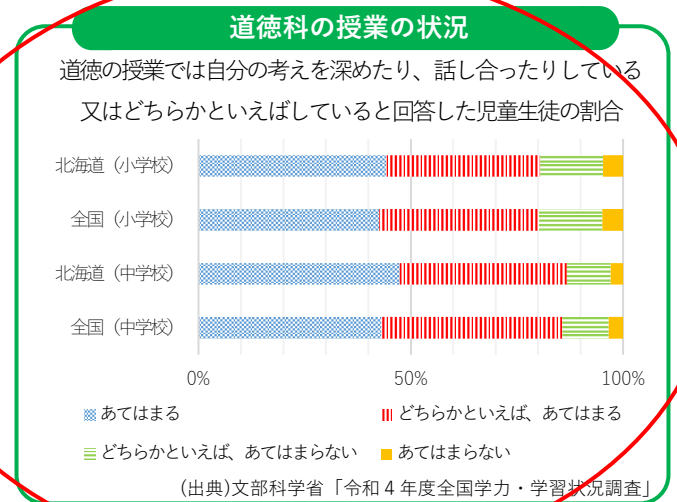
施策 10
P 50



て道徳科の授業改善を推進し、道徳教育の充実を図るとともに、発達の段階に応じて人権に関する基本的な知識を身に付け、自他を尊重する態度を育成する取組を推進する必要があります。

また、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育では、児童生徒が多様な他者と互いに協力し合い、認め合う中で、他者の役に立つことができる存在であることを実感させたり、教師が児童生徒の成長を積極的に受け止めて、認め、励ますことにより、児童生徒に自らの成長を実感させたりすることが重要です。道徳教育の要となる道徳科においては、児童生徒が多様な感じ方や考え方に接する中で、考えを深め、判断し、表現する力などを育むことができるよう、自分の考えを基に話し合うなどの学習活動を充実することが大切です。このような中、本道においては、全国学力・学習状況調査において、「道徳の授業では、自分の考えを深めたり、学級やグループで話し合ったりする活動に取り組んでいると思う」と回答した児童生徒の割合が、全国とほぼ同様となっており、今後も引き続き、道徳科の特質を踏まえた授業改善を推進する必要があります。

さらに、様々な人との関わり合いなどを通して、人を思いやる心や命を大切にすること、社会性や豊かな人間性を育むために、家庭や地域と一体となって道徳教育の取組を進めていくことが重要です。



(8) 国際理解教育

施策 12
P 54

グローバル化が進展する社会においては、多文化共生社会の実現に向け、文化や考え方の多様性を理解し、多様な人々と協働していく力や「持続可能な開発目標 (SDGs)」などを踏まえた持続可能な社会づくりにつなげていく力など、グローバルな視野で活躍するために必要な資質・能力を育成することが重要です。

こうした中、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行がもたらした国際的な人の往来の制限は、グローバル化におけるデジタル化・オンライン化を加速度的に進展させました。

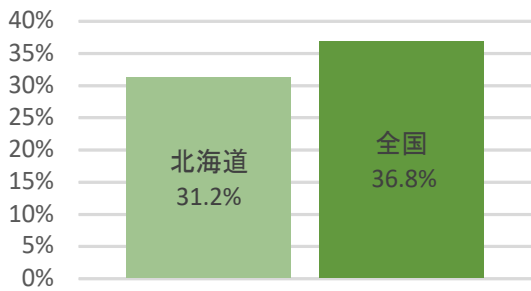
海外の学校とのオンライン交流もその一つであり、今後は、交換留学や海外修学旅行などの取組とオンライン交流を組み合わせるなど、ICT 活用の更なる工夫を図ることにより、直接的な異文化体験の一層の充実が期待できます。

本道では、海外留学に関心を持つ生徒や海外留学を経験した生徒の割合が低いことに加え、公立高校における外国からの教育旅行や外国人留学生の受入数が少ないこと、生徒の費用負担などの考慮すべき課題があり、世界で活躍できるグローバル人材の育成に向けた取組が十分ではない状況にあります。

生徒の英語力については、中学校卒業段階で英検 3 級程度以上、また、高校卒業段階で英検準 2 級程度以上の英語力を有する生徒の割合が、いずれも全国平均を下回っている状況にあります。

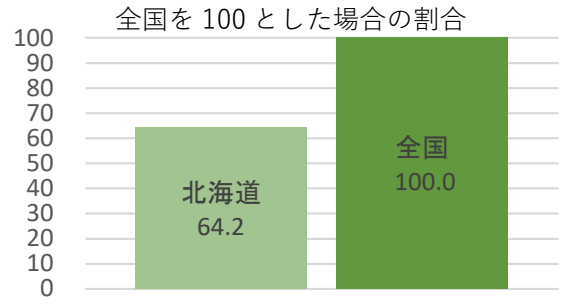
このため、世界で活躍できるグローバル人材を育成する機運の醸成や、ICT を活用した生徒の国際交流の機会を増やすことなどにより、グローバル人材の育成に向けた取組を推進する必要があります。

留学したい生徒の割合



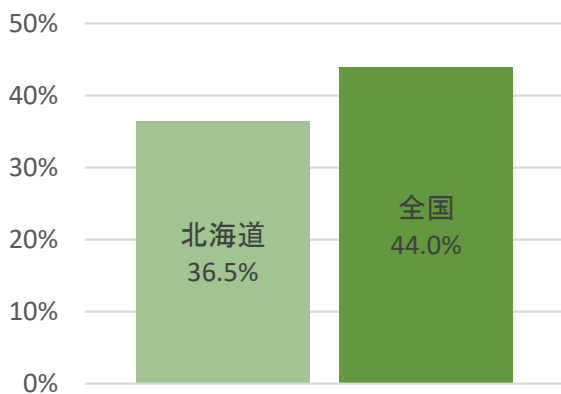
(出典)文部科学省
「平成 29 年度高等学校等における国際交流等の状況について」

留学者の割合(公立高校)

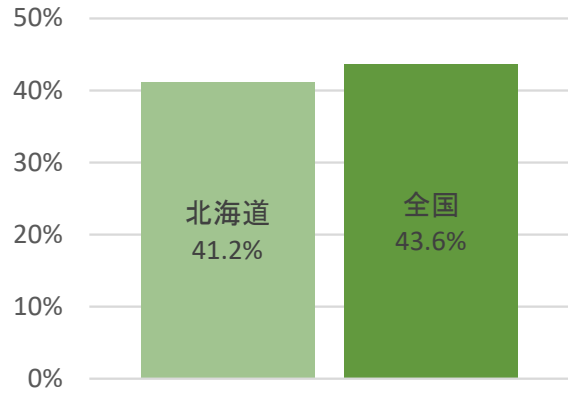


(出典)文部科学省
「平成 29 年度高等学校等における国際交流等の状況について」

生徒の英語力の状況



中学 (CEFR A1以上)



高校 (CEFR A2以上)

(出典)文部科学省「令和元年度英語教育実施状況調査」

施策 13
P 56

(9) ICT の活用

新型コロナウイルス感染症の拡大により臨時休業や分散登校などの措置が取られ、登校できない子どもたちの学びを保障する対策として、学校と家庭をオンラインで結んだ学習活動をはじめとする ICT を活用した学習スタイルが急速に進展しました。

Society 5.0 時代においては、社会のあらゆる場所で、ICT の活用が日常のものとなり、子どもたちが、鉛筆やノートなどの文房具と同様に、スマートフォンやタブレット、パソコンなどの ICT 機器を身近なツールとして活用して学ぶことで、全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学び*と協働的な学び*の実現が求められています。

2020(令和 2)年度から順次実施されている新学習指導要領では、情報活用能力が言語能力などと同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位置付けられ、各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの ICT 環境を整備し、これらを適切に活用した学習活動の充実に配慮することが示されました。こうした中、国の「GIGA スクール構想*」により、小・中学校においては 2021(令和 3)年

●個別最適な学び

生徒自ら学習を調整しながら粘り強く取り組む態度を育むため、自らの特性や学習進度、学習到達度等に応じて教材や学習時間等を柔軟に設定して行う学びや、生徒の幼児期からの体験活動から得た自らの興味・関心・キャリア形成の方向性等に応じ、探究において課題の設定、情報の収集、整理・分析、まとめ・表現を行うなど、生徒自らの学習が最適となるように調整した学び。

●協働的な学び

生徒同士や地域の方々など、多様な他者を価値のある存在として尊重し、探究的な学習や体験活動などを通じて行われる学び。

●GIGA スクール構想

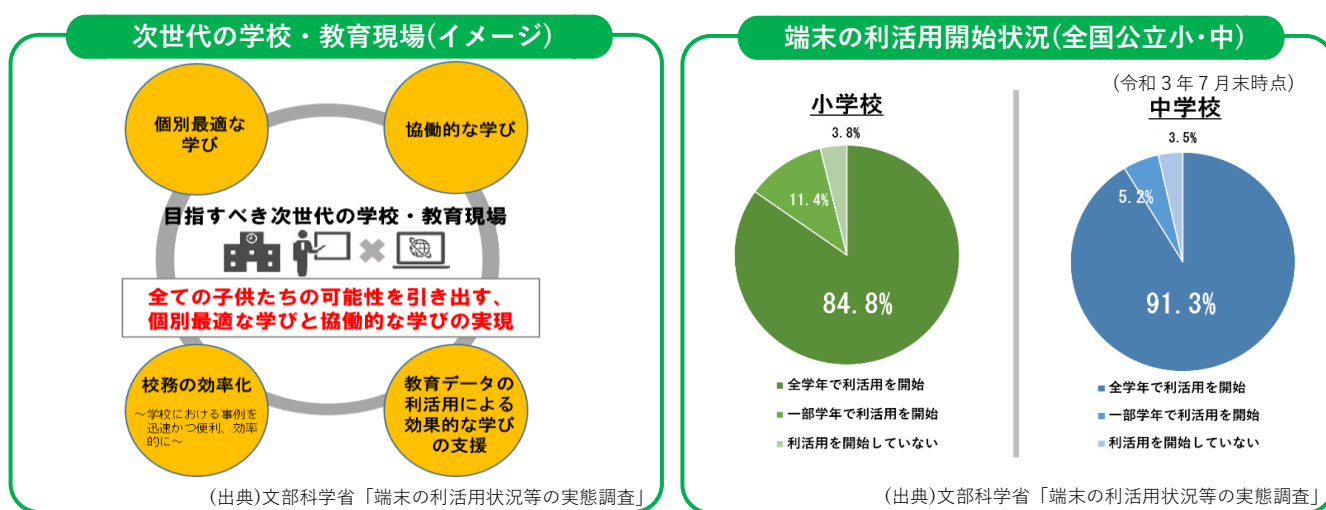
2019(令和元)年 12 月に閣議決定。「1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子どもを含め、多様な子どもたち一人一人に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育 ICT 環境を実現する」とことや「これまでの我が国の教育実践と最先端の ICT のベストミックスを図り、教師・児童生徒の力を最大限に引き出す」とされたもの。2021(令和 3)年 4 月から学校における 1人1台端末環境下での新しい学びがスタート。

4月から、高校においては、2022(令和4)年4月から1人1台端末の環境下での新しい学びのスタイルがスタートしました。

各学校においては、ICT環境の充実や教員のICT活用指導力の向上など、ハード・ソフト・人材を一体とした環境整備を進め、教科指導等においてICTを適切に活用し、学習への興味・関心を高めることや、障がいのある子どもなどの特性に合わせた支援を行うなどして、教育の質を向上させ、子どもたちの情報活用能力の育成を図ることが必要です。

子どもたちがICTを活用する際には、スマートフォンやSNS等の利用によるトラブルや犯罪被害の発生、長時間利用による生活リズムの乱れが深刻な問題となっています。このため、児童生徒の発達の段階に応じて、情報化社会の危険性とその対処法など、情報や情報技術の特性についての理解に基づく情報モラルを子どもたち自身と保護者などが正しく認識し、適切に使用することが重要です。

また、校務の情報化は、学校における校務の負担軽減を図り、教員が子どもたちと向き合う時間や教員同士が指導方法について検討し合う時間などを増やすことにつながります。

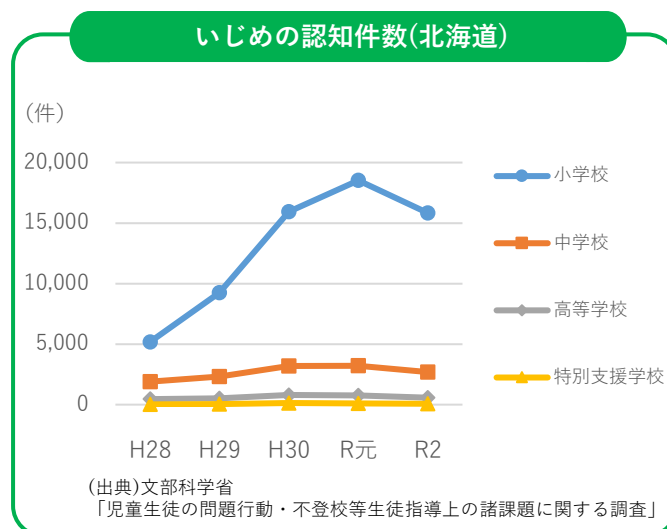


(10) いじめ・不登校

施策 14 P 58
施策 15 P 60

2013(平成25)年に「いじめ防止対策推進法」が制定され、いじめへの対応については、初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けて取り組まれています。また、2016(平成28)年に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が制定され、全ての児童生徒が安心して教育を受けられるようにすることや、不登校の児童生徒の休養の必要性を踏まえて学習支援を行うことなどが求められています。不登校の児童生徒数は依然として高水準で推移しており、憂慮すべき状況にあります。

本道におけるいじめの状況は、全国と同様に認知件数は増加傾向にありますが、解消率は95%を超え、全国平均よりも高い状況になっています。これは、各学校において早期発見・早期対応に努めた結果であると考えられます。



各学校においては、児童生徒の命と心を守るため、家庭、地域、関係機関との連携を一層強め、いじめ根絶の取組を推進するとともに、児童生徒が互いを尊重し合い、主体的に望ましい人間関係を形成し、いじめを許さない態度等を身に付けることができるよう指導や支援をすることが重要です。

また、初期段階で適切に対応できず、いじめが長期化・深刻化したり、いじめの重大事態となるケースもあり、いじめの積極的な認知による早期発見・早期対応の一層の徹底が求められています。

このため、学校においては、いじめ防止に関する法令や北海道条例等を踏まえ、「学校いじめ防止基本方針」に基づく対応はもとより、スクールカウンセラー等や関係機関と連携した対応を進めるなど、生徒指導体制と教育相談体制の充実を図る必要があります。

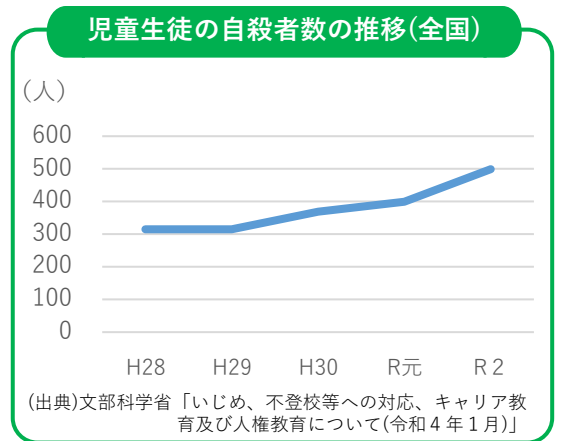
いじめ防止の取組については、ネット上のいじめなどネットトラブルへの対応、新型コロナウイルス感染症の影響による差別・偏見の防止への対応など、社会の変化に応じた対応が必要であるとともに、障がいや性的マイノリティなど児童生徒一人一人の特性を踏まえた対応が求められています。

なお、文科科学省等の調査によると児童生徒の自殺者数は、近年、増加傾向にあります。各学校においては、児童生徒の命を守るため、不安や悩みを抱える児童生徒の早期発見・対応と家庭、医療・福祉等の関係機関と連携した自殺予防の取組を徹底する必要があります。

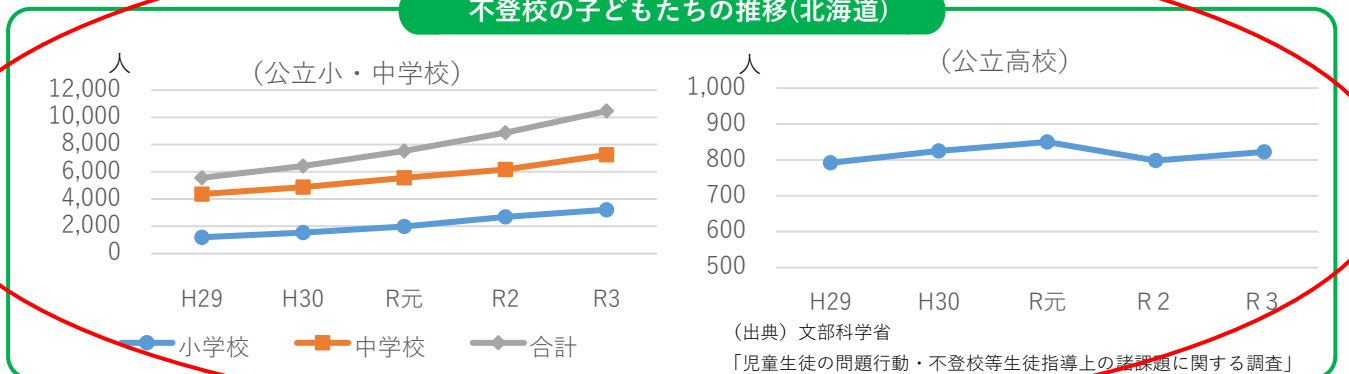
不登校児童生徒数は、友人関係を巡る問題や学業の不振、生活リズムの乱れや本人の気力の低下などにより、小・中学校では全国と同様、増加傾向が見られ、その割合も全国平均よりも高くなっています。また、不登校の期間の長期化や、小学6年から中学1年に進学した段階で不登校となる、いわゆる「中1ギャップ」の課題も見られます。

不登校児童生徒への支援に当たっては、学校に登校するという結果のみを目標にせず、児童生徒が自らの進路を主体的に捉え、社会的自立への意欲を向上させることが大切です。各学校においては、全ての児童生徒が学校で安心して学ぶことができる「居場所づくり」「絆づくり」を促進するとともに、一人一人の状況に応じて、市町村の教育支援センター*や民間の施設等と連携し、ICTの活用などにより教育機会を確保することも求められています。

また、各学校は、感染症の感染回避や不安等により登校しない児童生徒に対しても、学習機会の保障や教育相談の実施などの支援を行うことが重要です。



不登校の子どもたちの推移(北海道)



●教育支援センター

不登校児童生徒の社会的自立に資するため、集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的な生活習慣の改善のための相談・指導を行う施設。

(11) 学校や教員を取り巻く状況

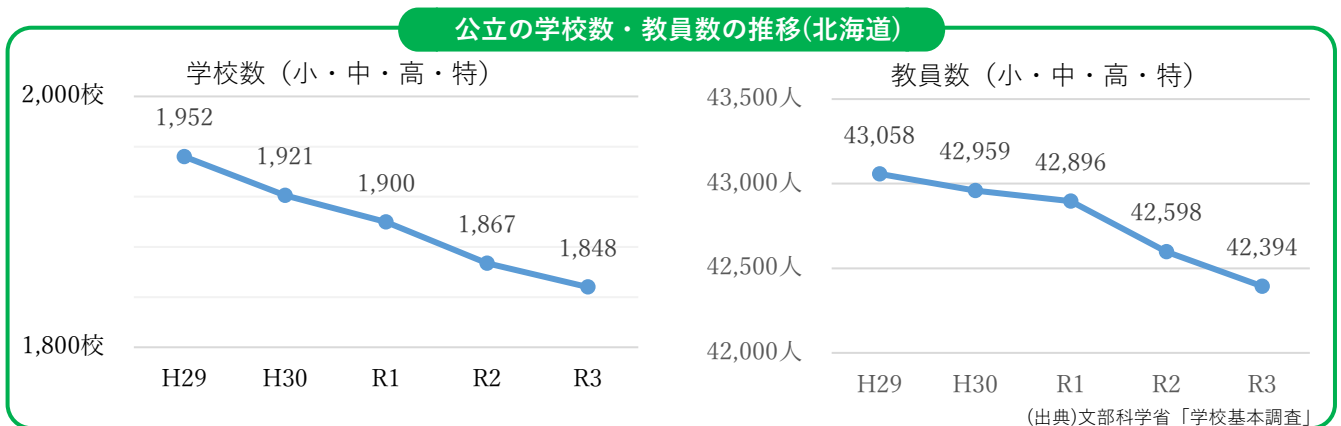
少子化の進行に伴い、本道においても学校数や学級数が減少し、子どもたちの指導に当たる教員の数も減少傾向にあります。

特に近年の学校現場は、児童生徒数の多い時代に採用された教員の大量退職期を迎えており、それに代わって多くの新規採用者を必要としています。学校における職場環境の面などから教員を目指す者が少なくなっており、持続的な学校教育の提供が危ぶまれる状況にあります。

本道が活力に満ち、将来にわたって発展し続けていくためには、こうした危機的な状況においても、より質の高い教育を継続的に提供し、子どもたちの可能性を最大限に伸ばさせることができるよう、教員が強い使命感や豊かな社会性、実践的な指導力など、教員育成指標*に示す資質能力を十分に備えるとともに、各学校において持てる力を存分に発揮できる職場環境の実現が求められています。

このため、教員を目指す学生の養成や教員の育成に当たっては、高等教育機関と緊密に連携しながら、学生・教員一人一人が継続的に知識・技能を習得し、資質能力の向上を図ることが重要です。

また、本道の広域分散型の地理的特性を踏まえ、オンライン研修を拡充するなど、引き続き研修計画の不断の見直しや多様な専門性を有する指導体制の構築を進めるとともに、研修の個別最適化や教員同士の協働的な学びの充実を図っていく必要があります。



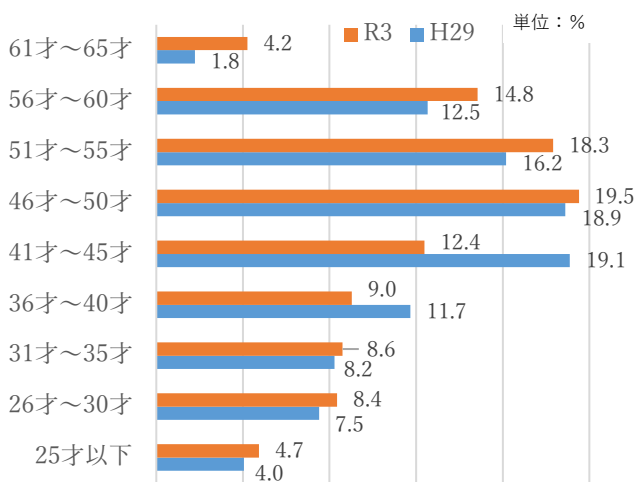
●教員育成指標

教員一人一人の資質能力の向上を目的に、北海道における「求める教員像」とともに、養成段階、初任段階、中堅段階、ベテラン段階とキャリアステージに応じて身に付けるべき資質能力を明確化したもの。

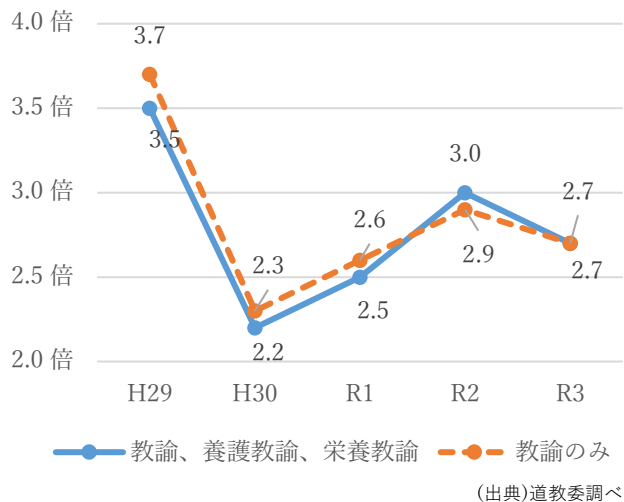
一方で、教育の機会均等と教育水準の維持向上を実現するため、同一学校での長年勤務の解消や都市と郡部との間における年齢構成の格差是正など、人事配置の適正化を図るほか、教員採用選考検査の受検者数については、2017(平成29)年度の3,941人に対し、2021(令和3)年度が2,926人と減少傾向であることに強い危機感を持ち、教職の魅力に対する理解増進と学校における働き方改革を積極的に推進し、教員志望者の増加につなげていかなければなりません。

教員の年齢構成比の推移

小・中学校、高校及び特別支援学校の教員



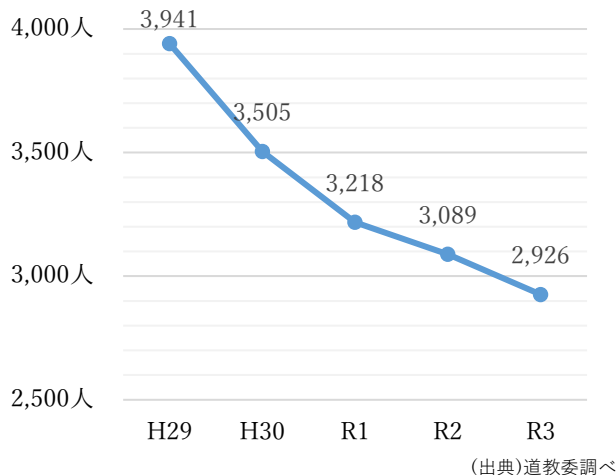
教員採用選考検査受検倍率の推移



特に働き方改革については、本道においても月45時間以上の時間外勤務を行う教員の割合が56.9%に上っており、大きな課題となっています。この背景には、学校に対する過度な期待・依存などから、学校及び教員が担う業務の範囲が拡大されてきたこと、管理職自身が多忙であることや学校の組織運営体制が未整備であることから、学校が組織としての力を発揮するために必要な管理職のマネジメントが十分に働いていないことなどが挙げられます。

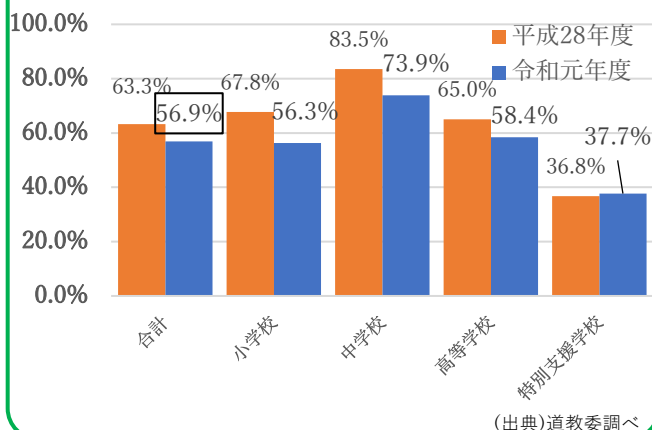
このような中、これまで教員業務支援員の配置等により、教員の子どもと向き合う時間の確保など学校が本来担うべき業務に専念できる環境の整備を進めてきているところですが、未だ多くの教職員が長時間勤務となっている状況を踏まえ、より積極的な対策を進めていく必要があります。

教員採用選考検査受検者数の推移



時間外勤務の状況

月45時間以上行っていた主幹教諭・教諭の割合



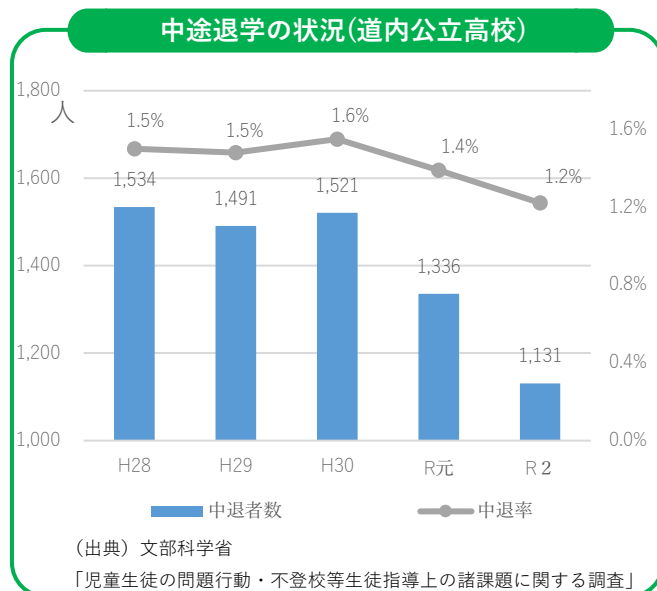
(12) 学びのセーフティネット

2019(令和元)年6月に改正された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」においては、教育の支援について、教育の機会均等が図られるべき趣旨が明確化され、子どもの「将来」だけでなく「現在」における貧困対策を総合的に推進することが求められています。

こうしたことから、子どもの生まれ育った地域・環境によって左右されることのないよう、就学援助制度などの切れ目ない経済的支援により全ての児童生徒が安心して就学できる環境づくりが大切です。また、学齢期に様々な事情や病気などの理由で義務教育を十分に受けることができなかつた方々などに対する夜間中学などの多様な学習機会の提供等により、教育の機会を確保することが必要です。さらに、外国人の児童生徒に対する就学機会の提供を推進するほか、帰国児童生徒を含め、学校生活への適応を図るとともに、外国における生活経験を生かすなどの適切な指導を行う必要があります。

道内公立高校の中途退学者数は減少傾向にあり、2016(平成28)年度からの5年間の中退率は1.2~1.6%の割合で推移していますが、中途退学者等を対象とした学び直しのための支援体制が十分ではない現状にあり、高等教育機関への進学や社会的自立に向けた切れ目ない支援が重要です。

少子高齢化や核家族化の進行等を背景に、児童生徒が家事や家族の世話について、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負っているヤングケアラーが、道内の中学・高校生で約4%確認されており、このうち自分が困っていることなどを相談した経験が「ない」生徒は約8割となっています。また、家庭の経済的な理由等で生理用品を購入できない児童生徒がいるという「生理の貧困」問題もあり、これらの問題は表面化しにくい傾向にあります。このため、子どもと接する時間が長く、ヤングケアラー等を発見しやすいとされる学校において、ヤングケアラー等に対する教員の理解をより深めるとともに、市町村の福祉担当部局などの関係機関と連携し、一人一人の子どもの実情に応じた支援を行うことが必要です。



ヤングケアラーの状況(道内)

